

水道工事に係る積算基準書（ 1 - 3 ）

新	旧																								
<p>2-2-2 共通仮設費</p> <p>以下を除き、原則「水道施設整備費に係る歩掛表 第一編 1-2-2-2 共通仮設費」を適用する。</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>共通仮設費は、表 - 1 に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>表 - 1 工種区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 65%;">工事内容</th> <th style="width: 20%;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 ・開削配管工事（舗装本復旧工含む） ・小口径推進工事 ・小規模な水路横断工事 ・小規模な水路横断配管の脚立足場で作業する防食工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をしないもの。） ・これらに類する工事</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水道施設整備費に係る歩掛表</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事 ・シールド工事 ・推進工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をするもの。） ・これらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事（さく井工事を含む） ・建築工事（ポンプ場、浄水場等管理施設）に伴う土木工事（建築構造物と土木構造物が複合する建造物の計画地盤高を基準として下部の工事） ・浄水場、ポンプ場、配水池の場内配管工事 ・PC配水池、SUS配水池、RC配水池築造工事 ・ポンプ場、配水池築造に伴う造成工事 ・これらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工事内容	適用	開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 ・開削配管工事（舗装本復旧工含む） ・小口径推進工事 ・小規模な水路横断工事 ・小規模な水路横断配管の脚立足場で作業する防食工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をしないもの。） ・これらに類する工事	水道施設整備費に係る歩掛表	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事 ・シールド工事 ・推進工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をするもの。） ・これらに類する工事	構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事（さく井工事を含む） ・建築工事（ポンプ場、浄水場等管理施設）に伴う土木工事（建築構造物と土木構造物が複合する建造物の計画地盤高を基準として下部の工事） ・浄水場、ポンプ場、配水池の場内配管工事 ・PC配水池、SUS配水池、RC配水池築造工事 ・ポンプ場、配水池築造に伴う造成工事 ・これらに類する工事	<p>2-2-2 共通仮設費</p> <p>以下を除き、原則「水道施設整備費に係る歩掛表 第一編 1-2-2-2 共通仮設費」を適用する。</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>共通仮設費は、表 - 1 に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>表 - 1 工種区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 65%;">工事内容</th> <th style="width: 20%;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 ・開削配管工事（舗装本復旧工含む） ・小口径推進工事 ・小規模な水路横断工事 ・小規模な水路横断配管の脚立足場で作業する防食工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をしないもの。） ・これらに類する工事</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水道施設整備費に係る歩掛表</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事 ・シールド工事 ・推進工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をするもの。） ・これらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事（さく井工事を含む） ・建築工事（ポンプ場、浄水場等管理施設）に伴う土木工事（建築構造物と土木構造物が複合する建造物の計画地盤高を基準として下部の工事） ・浄水場、ポンプ場、配水池の場内配管工事 ・PC配水池、SUS配水池、RC配水池築造工事 ・ポンプ場、配水池築造に伴う造成工事 ・これらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工事内容	適用	開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 ・開削配管工事（舗装本復旧工含む） ・小口径推進工事 ・小規模な水路横断工事 ・小規模な水路横断配管の脚立足場で作業する防食工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をしないもの。） ・これらに類する工事	水道施設整備費に係る歩掛表	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事 ・シールド工事 ・推進工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をするもの。） ・これらに類する工事	構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事（さく井工事を含む） ・建築工事（ポンプ場、浄水場等管理施設）に伴う土木工事（建築構造物と土木構造物が複合する建造物の計画地盤高を基準として下部の工事） ・浄水場、ポンプ場、配水池の場内配管工事 ・PC配水池、SUS配水池、RC配水池築造工事 ・ポンプ場、配水池築造に伴う造成工事 ・これらに類する工事				
工種区分	工事内容	適用																							
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 ・開削配管工事（舗装本復旧工含む） ・小口径推進工事 ・小規模な水路横断工事 ・小規模な水路横断配管の脚立足場で作業する防食工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をしないもの。） ・これらに類する工事	水道施設整備費に係る歩掛表																							
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事 ・シールド工事 ・推進工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をするもの。） ・これらに類する工事																								
構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事（さく井工事を含む） ・建築工事（ポンプ場、浄水場等管理施設）に伴う土木工事（建築構造物と土木構造物が複合する建造物の計画地盤高を基準として下部の工事） ・浄水場、ポンプ場、配水池の場内配管工事 ・PC配水池、SUS配水池、RC配水池築造工事 ・ポンプ場、配水池築造に伴う造成工事 ・これらに類する工事																								
工種区分	工事内容	適用																							
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 ・開削配管工事（舗装本復旧工含む） ・小口径推進工事 ・小規模な水路横断工事 ・小規模な水路横断配管の脚立足場で作業する防食工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をしないもの。） ・これらに類する工事	水道施設整備費に係る歩掛表																							
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事 ・シールド工事 ・推進工事 ・パイプインパイプ等内面更生工事（作業員が管内部で作業をするもの。） ・これらに類する工事																								
構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事（さく井工事を含む） ・建築工事（ポンプ場、浄水場等管理施設）に伴う土木工事（建築構造物と土木構造物が複合する建造物の計画地盤高を基準として下部の工事） ・浄水場、ポンプ場、配水池の場内配管工事 ・PC配水池、SUS配水池、RC配水池築造工事 ・ポンプ場、配水池築造に伴う造成工事 ・これらに類する工事																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">河川・道路構造物工事</td> <td style="width: 65%;">水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・水管橋工事下部工工事</td> <td rowspan="6" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">土木工事標準積算基準書 土木工事標準積算基準 （一括諸経費基準）</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・道路橋梁等の上部工への添架工事 ・水管橋工事上部工工事 ・単独水管橋等の吊足場等で作業する防食工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・舗装本復旧のみで発注する工事（公道）</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・漏水修理等の施工箇所が点在する小規模な舗装復旧工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・植栽、フェンス等に関する工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事（塗装、舗装打ち換え等は除く）</td> </tr> </tbody> </table>	河川・道路構造物工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・水管橋工事下部工工事	土木工事標準積算基準書 土木工事標準積算基準 （一括諸経費基準）	鋼橋架設工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・道路橋梁等の上部工への添架工事 ・水管橋工事上部工工事 ・単独水管橋等の吊足場等で作業する防食工事	舗装工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・舗装本復旧のみで発注する工事（公道）	道路維持工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・漏水修理等の施工箇所が点在する小規模な舗装復旧工事	公園工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・植栽、フェンス等に関する工事	橋梁保全工事	橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事（塗装、舗装打ち換え等は除く）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">河川・道路構造物工事</td> <td style="width: 65%;">水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・水管橋工事下部工工事</td> <td rowspan="6" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">土木工事標準積算基準書 土木工事標準積算基準 （一括諸経費基準）</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・道路橋梁等の上部工への添架工事 ・水管橋工事上部工工事 ・単独水管橋等の吊足場等で作業する防食工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・舗装本復旧のみで発注する工事（公道）</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・漏水修理等の施工箇所が点在する小規模な舗装復旧工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・植栽、フェンス等に関する工事</td> </tr> </tbody> </table>	河川・道路構造物工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・水管橋工事下部工工事	土木工事標準積算基準書 土木工事標準積算基準 （一括諸経費基準）	鋼橋架設工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・道路橋梁等の上部工への添架工事 ・水管橋工事上部工工事 ・単独水管橋等の吊足場等で作業する防食工事	舗装工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・舗装本復旧のみで発注する工事（公道）	道路維持工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・漏水修理等の施工箇所が点在する小規模な舗装復旧工事	公園工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・植栽、フェンス等に関する工事
河川・道路構造物工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・水管橋工事下部工工事	土木工事標準積算基準書 土木工事標準積算基準 （一括諸経費基準）																							
鋼橋架設工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・道路橋梁等の上部工への添架工事 ・水管橋工事上部工工事 ・単独水管橋等の吊足場等で作業する防食工事																								
舗装工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・舗装本復旧のみで発注する工事（公道）																								
道路維持工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・漏水修理等の施工箇所が点在する小規模な舗装復旧工事																								
公園工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・植栽、フェンス等に関する工事																								
橋梁保全工事	橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事（塗装、舗装打ち換え等は除く）																								
河川・道路構造物工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・水管橋工事下部工工事	土木工事標準積算基準書 土木工事標準積算基準 （一括諸経費基準）																							
鋼橋架設工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・道路橋梁等の上部工への添架工事 ・水管橋工事上部工工事 ・単独水管橋等の吊足場等で作業する防食工事																								
舗装工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・舗装本復旧のみで発注する工事（公道）																								
道路維持工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・漏水修理等の施工箇所が点在する小規模な舗装復旧工事																								
公園工事	水道施設整備に関する工事において、次に掲げる工事 ・植栽、フェンス等に関する工事																								

水道工事に係る積算基準書（ 1 - 4 ）

新	旧
<p>(3) 水管橋工事等で鋼管類を先行して別途発注で製作した場合の間接工事費等の取扱いについて</p> <p>直接工事費比較の結果、 設計書区分A（土木）・「鋼橋架設工事」で積算を行う場合、鋼管類の製作を先行して別途発注し、直購入品等として支給する場合の間接工事費等の取扱いについては、「水道施設整備費に係る歩掛表 間接工事費等の項目別対象表 支給品費等 別途製作の製作費」を適用すること。</p> <p>設計書区分C（水道）で積算する場合は、通常通り直購入品（管材）として計上する。</p> <p>なお、「製作と工事を別途発注することによる製品と現地の不整合」及び「製作の先行発注リスク」を避けることを目的として、工場製作期間を含む適切な工期の設定が可能な場合、水管橋等に使用する小口径鋼管類は、請負材料とすることを原則とする。</p> <p>(4) 草刈り業務委託</p> <p>基本的に水道用地内での作業であることから、原則として工種区分は構造物工事（浄水場等）とする。地域区分については、市内（DID 地区）及び市外（DID 地区）を含む場合は「市街地（一般交通影響なし）」を選択し、含まない場合は「補正無し」とする。</p>	<p>(3)水管橋工事等で鋼管類を先行して別途発注で製作した場合の間接工事費等の取扱いについて</p> <p>鋼管類の製作を先行して別途発注し、直購入品等として支給する場合の間接工事費等の取扱いについては、「土木工事標準積算基準書(共通編) 間接工事費等の項目別対照表 <u>支給品費等 別途製作の製作費</u>」を適用すること。</p>

水道工事に係る積算基準書（１－６）

新	旧
<p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準じる地区をいう。 なおD I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2. 人口集中地区（D I D地区）は、地理院地図（https://maps.gsi.go.jp/）を利用して確認すること。</p> <p>3. 一般交通影響あり、一般交通影響あり の判断基準 原則として、歩道のみの規制は影響なしと判断する。あくまで「車両交通に影響を与える」規制を行う場合 に対象となり、また規制の規模は無関係である。</p> <p>(4) 運搬費 以下を除き、「水道施設整備費に係る歩掛表 第一編 1-2-2-2 共通仮設費 (4)-1 運搬費」を適用する。</p> <p>1) 建設機械等の運搬距離及び基本運賃料金について 運搬距離 運搬費に積み上げ計上する機械質量20t以上の建設機械は非汎用機械とし、運搬距離については基地として一般的に考えられる最寄の区役所所在地から工事現場までとする。ただし、非汎用機械の中でも特に台数が少ない機械で、市内にあるリ-ス会社等が保有していない場合は運搬費を積み上げ計上することが出来る。 なお、これにより難しい場合は、別途考慮すること。 基本運賃料金 北九州市技術監理局が定める「基本運賃料金表」によるものとする。</p> <p>(端数処理) 輸送費（基本運賃料金×運賃割増率）及び諸料金は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満のときは100円未満を100円に、計算した金額が10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切上げる。</p> <p>2) 仮設材等の運搬 「水道施設整備費に係る歩掛表 第一編 1-2-2-2 共通仮設費 (4)-1 運搬費 -1 仮設材等の（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用 基本運賃表」は適用しない。 基本運賃表は【「土木工事標準積算基準書（国土交通省）」】を適用する。</p>	<p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準じる地区をいう。 なおD I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2. 人口集中地区（D I D地区）は、地理院地図（https://maps.gsi.go.jp/）を利用して確認すること。</p> <p>(4) 運搬費 以下を除き、「水道施設整備費に係る歩掛表 第一編 1-2-2-2 共通仮設費 (4)-1 運搬費」を適用する。</p> <p>1) 建設機械等の運搬距離及び基本運賃料金について 運搬距離 運搬費に積み上げ計上する機械質量20t以上の建設機械は非汎用機械とし、運搬距離については基地として一般的に考えられる最寄の区役所所在地から工事現場までとする。ただし、非汎用機械の中でも特に台数が少ない機械で、市内にあるリ-ス会社等が保有していない場合は運搬費を積み上げ計上することが出来る。 なお、これにより難しい場合は、別途考慮すること。 基本運賃料金 北九州市技術監理局が定める「基本運賃料金表」によるものとする。</p> <p>(端数処理) 輸送費（基本運賃料金×運賃割増率）及び諸料金は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満のときは100円未満を100円に、計算した金額が10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切上げる。</p> <p>2) 仮設材等の運搬 「水道施設整備費に係る歩掛表 第一編 1-2-2-2 共通仮設費 (4)-1 運搬費 -1 仮設材等の（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用 基本運賃表」は適用しない。 基本運賃表は【「土木工事標準積算基準書（国土交通省）」】を適用する。</p>

水道工事に係る積算基準書（2 - 1 2）

新				旧			
第5節 貯蔵品一覧				第5節 貯蔵品一覧			
貯蔵品一覧（単価コード、品名（規格）等）については上下水道局ホームページに掲載の「水道工事実施設計単価表」を参照すること。				貯蔵品一覧（単価コード、品名（規格）等）については上下水道局ホームページに掲載の「水道工事実施設計単価表」を参照すること。			
第6節 支給材料の保管場所について				第6節 支給材料の保管場所について			
支給材料の保管場所は、城野倉庫と馬場山倉庫とし、各倉庫の保管材料は下表のとおりとする。				支給材料の保管場所は、城野倉庫と馬場山倉庫とし、各倉庫の保管材料は下表のとおりとする。			
材料名	城野倉庫	馬場山倉庫	備考	材料名	城野倉庫	馬場山倉庫	備考
直管	250 まで	300 以上		直管	250 まで	300 以上	
異形管	350 まで	400 以上	G X形 300以上は馬場山	異形管	350 まで	400 以上	
ワットル弁		×	350 まで	ワットル弁		×	350 まで
消火栓		×		消火栓		×	
空気弁		×		空気弁		×	
補修弁		×		補修弁		×	
K形 接合部品		×	押輪・ゴム輪・ボルトナット（各単品）	K形 接合部品		×	押輪・ゴム輪・ボルトナット（各単品）
G X形 接合部品 （異形管・バルブ用）	250 以下	300 以上	押輪・ゴム輪・ボルトナット	G X形 接合部品 （異形管・バルブ用）		×	押輪・ゴム輪・ボルトナット
G X形 接合部品 （ライク・ボート）	250 以下	300 以上	ライク・ライクボート	G X形 接合部品 （ライク・ボート）		×	ライク・ライクボート
G X形 切管エツト （P-L i n kエツト）	250 以下	300	ゴム輪含む	G X形 切管エツト （P-L i n kエツト）		×	ゴム輪含む
G X形 切管エツト （G-L i n kエツト）	250 以下	300	ゴム輪、ボルトナット含む	G X形 切管エツト （G-L i n kエツト）		×	ゴム輪、ボルトナット含む
G X形 単独接合部品	250 以下	300 以上	押輪・ゴム輪	G X形 単独接合部品		×	押輪・ゴム輪
NS形 単独接合部品		×	押輪・ゴム輪・ライク・挿し口リング等	NS形 単独接合部品		×	押輪・ゴム輪・ライク・挿し口リング等
バルブロット		×		バルブロット		×	
鉄蓋		×		鉄蓋		×	
弁室用 継手金物		×		弁室用 継手金物		×	
割丁字管		×		割丁字管		×	
継足管		×		継足管		×	

水道工事に係る積算基準書（５ - ６、５ - １３）

新	旧
<p style="text-align: center;">第 5 節 附属器具及び弁室</p> <p>(1) 仕切弁室、消火栓室及び空気弁室のレジンコンクリート製品及びバルプロットの組み合わせは、以下に示す埋設深さ毎の各種材料表及びバルプロット長さ表を標準とする。</p> <p>(2) 浅層埋設の対象口径は 300 mm以下であるため、仕切弁についても 300 mmまで浅層埋設型仕切弁を使用する。</p> <p>(3) 空気弁、消火栓（町野式）については、浅層埋設対応型の使用を標準とし、フランジ付き T字管（空気弁用、消火栓用）については、埋設深さを考慮して決定すること。なお、浅層埋設対応型を使用する場合はその旨を図面に明記すること。</p> <p>(4) キャップ深さは、原則として 15 cm以上とする。</p> <p>(5) 消火栓室等の鉄蓋については、従来から角形を使用してきたが、交通量の多い道路や傾斜地において、鉄蓋のがたつきや道路舗装の破損等が顕著化していることから、現場条件に応じて円形鉄蓋の使用を検討すること。</p> <p>5-4 消火栓</p> <p>管径 250mm以下の管路については単口消火栓、管径 300mm以上については双口消火栓を設置する。</p> <p>単口消火栓は、現地の地形、現場条件等を勘案したうえで、北九型消火栓、町野式消火栓を選択すること。</p> <p>なお、空気弁付消火栓は可能な限り避け、別途空気弁を設置するものとする。（洗管栓は除く）</p> <p>円形下柵・鉄蓋材料表を追加</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 附属器具及び弁室</p> <p>(1) 仕切弁室、消火栓室及び空気弁室のレジンコンクリート製品及びバルプロットの組み合わせは、以下に示す埋設深さ毎の各種材料表及びバルプロット長さ表を標準とする。</p> <p>(2) 浅層埋設の対象口径は 300 mm以下であるため、仕切弁についても 300 mmまで浅層埋設型仕切弁を使用する。</p> <p>(3) 空気弁、消火栓（町野式）については、浅層埋設対応型の使用を標準とし、フランジ付き T字管（空気弁用、消火栓用）については、埋設深さを考慮して決定すること。なお、浅層埋設対応型を使用する場合はその旨を図面に明記すること。</p> <p>(4) キャップ深さは、原則として 15 cm以上とする。</p> <p>5-4 消火栓</p> <p>管径 250mm以下の管路については単口消火栓、管径 300mm以上については双口消火栓を設置する。</p> <p>単口消火栓は、北九型消火栓の設置を原則とする。なお、町野式消火栓（空気弁付を含む。）の設置は、北九型消火栓が設置できない場合のみとする。</p>

水道工事に係る積算基準書（6 - 4、6 - 5、7 - 1、8 - 2）

新	旧
<p>仮設材賃料の不稼働係数 を1.7から1.76に改定。</p> <p style="text-align: center;">第7章 仮設工（その他） 第1節 足場工及び支保工</p> <p>1-1 数量算出 「国土交通省土木工事標準積算基準書」等を適用する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 路面覆工</p> <p>2-1 運搬費 「国土交通省土木工事標準積算基準書」等を適用する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 交通誘導警備員等</p> <p>3-1 交通誘導警備員等の積算 「国土交通省土木工事標準積算基準書」等を適用する。 なお、平成22年2月17日付け北九技管第250号「交通誘導員の条件明示について（通知）」により、交通誘導警備員の設計変更の対象は次の「（1）～（4）の場合のみ」となっている。 （1）警察からの諸条件により、配置人員に変更が生じた場合 （2）工種の増減を伴う場合 （3）工事数量の増減を伴う場合 （4）その他、地元の要望等、現地状況により必要と認められる場合 よって、仮に受注者の企業努力により、交通誘導警備員人数が減じた場合などにおいては、設計変更は行わない。</p> <p>（8 - 2追加） なお、給水管接合（替）工においても、地中標示テープを計上すること。 （参考） 給水付帯工 ———— 地中標示テープ（m：幅150mm ジャバラ） （PS09548） ———— 標示ブロック又はピン（個：アルミ 30） 地中標示テープの積算延長は、水平距離を計上すること（m止め）。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 仮設工（その他） 第1節 足場工及び支保工</p> <p>1-1 数量算出 「国土交通省土木工事標準積算基準書」等を適用する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 路面覆工</p> <p>2-1 運搬費 「国土交通省土木工事標準積算基準書」等を適用する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 交通誘導警備員等</p> <p>3-1 交通誘導警備員等の積算 「国土交通省土木工事標準積算基準書」等を適用する。</p>

水道工事に係る積算基準書(11-2)

新

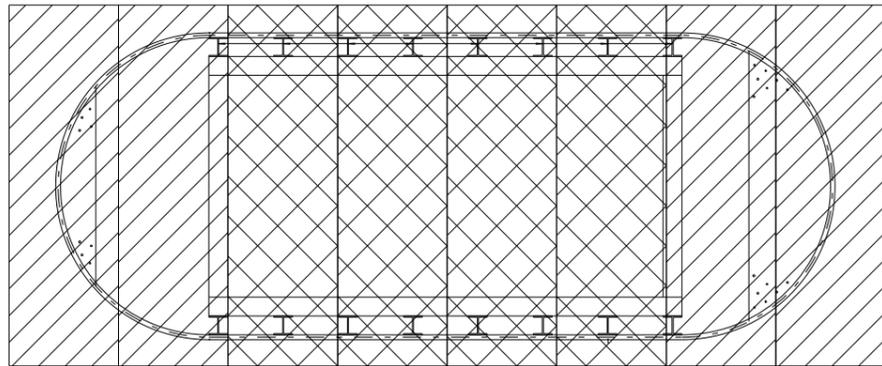
旧

(追加)

1-4 覆工板の開閉面積

覆工板の開閉面積は、覆工板の設置面積ではなく、実際に開閉する(した)面積であることに留意すること(特に小判形立坑)。

(例)



施工日開閉



必要に応じて開閉

水道工事に係る積算基準書（測量業務委託 1 - 1）

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 測量業務委託積算基準</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 測量業務積算基準</p> <p>この基準は、北九州市上下水道局が発注する水道管布設設計業務を委託する場合に係る平面図、縦断図及び横断図を作成するための測量業務費の積算に適用する。なお、本基準に記載のない事項については、「設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）」等を使用することとする。ただし、電子成果品作成費は計上しないこととする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 測量作業共通</p> <p>2-1 水道管布設設計に伴う業務内容等一般事項</p> <p>(1) 平面測量</p> <p>平面測量とは、一般的な水道管布設工事の設計に必要な情報を網羅した地形図（一般平面図、詳細平面図）を作成するもの。</p> <p>水道管を布設する部分（道路全幅）については現地測量を行い、それ以外の地形、家形等については 1 / 5 0 0 航測図を基に、現地状況を確認し、おおむね道路両端より 2 0 m 程度を転写（合成）する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 測量業務委託積算基準</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 測量業務積算基準</p> <p>この基準は、北九州市上下水道局が発注する水道管布設設計業務を委託する場合に係る平面図、縦断図及び横断図を作成するための測量業務費の積算に適用する。なお、本基準に記載のない事項については、「設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）」等を使用することとする。ただし、電子成果品作成費は計上しないこととする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 測量作業共通</p> <p>2-1 水道管布設設計に伴う業務内容等一般事項</p> <p>(1) 平面測量</p> <p>平面測量とは、一般的な水道管布設工事の設計に必要な情報を網羅した地形図（一般平面図、詳細平面図）を作成するもの。</p> <p>水道管を布設する部分（車道（車線単位）、歩道等）については現地測量を行い、それ以外の地形、家形等については 1 / 5 0 0 航測図を基に、現地状況を確認し、転写（合成）する。</p>